

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（大型機器除染設備の設置）に係る面談
2. 日時：平成28年12月15日（木）10時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
三澤安全審査官、日南川安全審査官
安全規制管理官（発電炉施設検査担当）付
宮崎検査技術専門職、後藤係員
東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー 副長他2名
5. 要旨
○東京電力ホールディングス株式会社から、平成28年12月8日の面談におけるコメントに関し、
 - 除染により発生するダストの爆発下限濃度の測定及び系統内濃度の算出方法
 - 実際の除染においてコールド試験の除染条件と異なる条件で除染した場合のダスト濃度への影響
 - 供用期間中に確認する内容等について、資料に基づき説明があった。
○原子力規制庁から
 - ダストの可燃性及び粉じん爆発の可能性の有無について、ダスト粒径の観点から説明すること。
 - コールド試験で使用したブラストと異なる粒径のブラストを使用することがあり得る旨説明があったが、その場合のダスト粒径への影響について説明すること。等を求めた。
6. その他
 - ・資料：大型機器除染設備について